

研究倫理教育に関する実施方針
～研究倫理教育プログラム～

令和3年4月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」、「公的研究費の取り扱いに関する規程」、「研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程」の定めるところに従い、医療創生大学（以下「本学」。）に所属する教職員等および学生に対する研究倫理教育（以下「倫理教育」という。）を実施するために必要な事項を定める。

1. 定義

次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「教職員等」とは、職務として研究に携わり、本学の施設・設備を使用して研究する者（非常勤教員を含む。）、事務職員及びその他関連する者をいう。
- ② 「学生」とは、本学に在籍する大学院学生、学部学生、研究生のうち、研究に従事する者をいう。
- ③ 「対象者」とは、本方針に規定する教職員等および学生をいう。

2. 研究倫理教育プログラム

- (1) 対象者は、独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラムを受講しなければならない。
- (2) 各部署長は、各部門の研究分野等の特性に応じた研究倫理教育を必要に応じて実施する。
- (3) 教職員等は、特別な事情がある場合を除き採用後、速やかに(1)に定めるプログラムを受講するものとする。
- (4) 学生に対しては、学部や研究科及び学年等に応じ、授業等において研究倫理教育を実施するものとする。
- (5) 対象者は、次の各号を順守するものとする。
 - ① 受講に際し、不正を行わない旨の誓約書を提出しなければならない。
 - ② 受講後1カ月以内に受講修了証を提出するものとする。
 - ③ 受講から5年毎に再受講するものとする。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、前職において受講した者は、就任後速やかに受講修了証を提出するものとする。

- (6) 教職員等および学生が、疾病等、止むを得ない事由により、プログラムを修了することができない場合には、申請によりプログラムの修了義務を免除されることがある。
- (7) 教職員等および学生が、配分機関の定めによる研究倫理教育プログラムを修了した場合には、学長はその申請により、本学のプログラムの修了義務を免除することがある。